

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会基金及び積立金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う社会福祉事業の充実と運営の安定を図るため、資金の積み立てを行い、その管理、運営等に関する事項を定めることを目的とする。

(基金及び積立金の種類)

第2条 基金及び積立金の種類は次のとおりとする。

- (1) 福祉基金 寄附金、会費及び法人運営等の各事業における余剰金を主財源とし、地域福祉事業の遂行を目的とする。
- (2) 人件費積立金 介護保険事業、障害者総合支援事業の余剰金を主財源とし、人件費の安定確保を目的とする。
- (3) 備品等購入積立金 介護保険事業、障害者総合支援事業の余剰金を主財源とし、業務を遂行する上で必要な車両及び備品を購入することを目的とする。
- (4) 修繕費積立金 介護保険事業、障害者総合支援事業の余剰金を主財源とし、建物付属設備又は機械器具等の修繕することを目的とする。
- (5) 事業運営積立金 介護保険事業、障害者総合支援事業の余剰金を主財源とし、経営の安定化及び運転資金に充てることを目的とする。

(積立)

第3条 基金及び積立金は、予算で定める額、剰余資金、寄附金、その他の収入をもって積み立てることができる。

(利子等)

第4条 基金及び積立金から生ずる利息等は、基金及び積立金に編入し又は、一般会計資金収支予算に計上して整理する。

(管理)

第5条 基金及び積立金は、金融機関への預金、その他、最も確実かつ有利な方法で運用しなければならない。

(取崩し)

第6条 基金及び積立金は、第2条各号に定める目的のため必要な場合に取り崩すことができる。

2 前項に基づいて基金及び積立金を取崩す場合には、当初予算又は補正予算に計上しなければならない。

3 前項の規程に関わらず、真に止むを得ない場合には、会長の決議により基金及び積立金を取崩すことができる。但し、その場合においては、会長は直後の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(報告)

第7条 会長は、毎会計年度に際し、基金及び積立金の管理状況を理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金及び積立金に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成27年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人東員町社会福祉協議会福祉基金規程（平成20年4月1日）及び社会福祉法人東員町社会福祉協議会介護事業等積立金規程（平成20年4月1日）は廃止する。